

2019年度（平成31年度）二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金
（地方公共団体カーボン・マネジメント強化事業）交付規程

平成31年4月19日 EIC第310419001号
一般財団法人環境イノベーション情報機構制定

（通則）

第1条 二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（地方公共団体カーボン・マネジメント強化事業）の交付については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。）、その他の法令、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（地方公共団体カーボン・マネジメント強化事業）交付要綱（平成28年4月1日付け環政計発第1604013号。以下「交付要綱」という。）及び地方公共団体カーボン・マネジメント強化事業実施要領（平成28年4月1日付け環政計発第1604014号。以下「実施要領」という。）の規定（以下「法令等」という。）によるほか、この規程の定めるところによる。

（交付の目的）

第2条 この規程は、実施要領の規定に基づき、一般財団法人環境イノベーション情報機構（以下「機構」という。）が行う間接補助金（以下「補助金」という。）を交付する事業の事務等を定め、もってその業務の適正かつ確実な実施を図り、地方公共団体が保有する施設の省エネルギー化を促進し、もって政府の地球温暖化対策計画（平成28年5月13日閣議決定）に掲げる温室効果ガス削減目標の達成への貢献を通じた低炭素社会の実現及び第五次環境基本計画（平成30年4月17日閣議決定）に掲げる地域循環共生圏の実現に資することを目的とする。

（交付の対象）

第3条 機構は、前条の目的を達成するため、実施要領第3の（1）に規定する事業（事務事業編に基づく省エネ設備等導入支援事業を以下「補助事業」という。）に要する経費のうち、補助金の交付の対象として別表第1の第2欄において機構が認める経費（以下「補助対象経費」という。）について、環境大臣（以下「大臣」という。）からの交付の決定額の範囲内において、補助金を交付するものとする。

2 前項の補助事業に係る補助金の交付を申請できる者は、別紙の1.（2）に規定する者とする。

3 第1項に規定する補助事業を2者以上の事業者が共同で実施する場合には、共同で申請するものとし、その代表者を補助金の交付の対象者とする。なお、代表者は、補助事業を自ら行い、かつ、当該補助事業により財産を取得する場合はそ

の財産を取得する者に限る。また、この場合において、代表者を代表事業者、それ以外の事業者を共同事業者という。

- 4 他の法令及び予算に基づく補助金等の交付を受けて行われる事業については、交付の対象としない。
- 5 補助事業の実施に関する要件その他の必要な事項は、別紙に定めるとおりとする。

(交付額の算定方法)

第4条 前条第1項に規定する補助事業の補助金の交付額は、次に掲げる方法により算出するものとする。

- 一 総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額を算出する。
 - 二 別表第1の第2欄に掲げる補助対象経費と第3欄に掲げる基準額とを比較して少ない方の額を選定する。
 - 三 一により算出された額と二で選定された額とを比較して少ない方の額に、別表第1の第4欄に掲げる補助率を乗じて得た額を交付額とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。
- 2 交付額の算出に当たっては、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。）を減額して算出しなければならない。ただし、算出時において消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(交付の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（共同で申請する場合は代表事業者を指す。以下「申請者」という。）は、様式第1による交付申請書を機構に提出しなければならない。

(変更交付申請)

第6条 補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して補助金の額の変更申請を行う場合には、速やかに様式第2による変更交付申請書を機構に提出しなければならない。

(交付の決定)

第7条 機構は、第5条の規定による交付申請書又は前条の規定による変更交付申請書の提出があった場合には、当該申請書の内容を審査し、補助金を交付すべきもの又は交付の決定の内容を変更すべきものと認めたときは、交付決定又は変更交付決定を行い、様式第3による交付決定通知書又は様式第4による変更交付決定通知書を申請者に送付

するものとする。

- 2 第5条の規定による交付申請書又は前条の規定による変更交付申請書が到達してから、当該申請に係る前項による交付の決定を行うまでに通常要すべき標準的な期間は、30日とする。
- 3 機構は、第4条第2項ただし書による交付額の算定により交付の申請がなされたものについては、補助金に係る消費税等仕入控除税額について、補助金の額の確定又は消費税及び地方消費税の申告後において精算減額又は返還を行うこととする旨の条件を付して交付の決定を行うものとする。

(交付の条件)

第8条 補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

- 一 補助事業の一部を第三者に委託し、又は第三者と共同して実施する場合は、実施に関する契約を締結し、機構に届け出なければならない。
- 二 補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、補助事業の運営上、一般の競争に付することが困難又は不相当である場合は、指名競争に付し、又は随意契約によることができる。
- 三 次に掲げる事項に該当する場合は、あらかじめ様式第5による計画変更承認申請書を機構に提出し、その承認を受けなければならない。なお、補助金の額に変更を伴う場合は、第6条に定める手続によるものとする。
 - ア 別表第2の1.及び2.の費目に示す補助事業に要する経費の配分を変更しようとするとき。ただし、各配分額のいずれか低い額の15パーセント以内の変更を除く。
 - イ 補助事業の内容を変更しようとするとき。ただし、補助目的及び事業能率に関係がない事業計画の細部の変更である場合を除く。
- 四 補助事業の全部若しくは一部を中止し、又は廃止しようとする場合は、様式第6による中止（廃止）承認申請書を機構に提出して承認を受けなければならない。
- 五 補助事業が予定の期間内に完了しないと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難となった場合には、速やかに様式第7による遅延報告書を機構に提出して、その指示を受けなければならない。ただし、変更後の完了予定期日が当初の完了予定期日の属する年度の2月末日を超えない場合で、かつ、当初の完了予定期日後2か月以内である場合はこの限りでない。
- 六 補助事業の遂行及び収支の状況について、機構の要求があったときは速やかに様式第8による遂行状況報告書を機構に提出しなければならない。
- 七 補助金の額の確定が行われるまでの間において、合併・分割等により補助事業者の名称又は住所の変更が生じたときは、遅滞なく機構に報告しなければならない。
- 八 補助事業の経費については、帳簿及び全ての証拠書類を備え、他の経理と明確に区分して経理し、常にその収支の状況を明らかにしておくとともに、これ

らの帳簿及び証拠書類を補助事業の完了（中止又は廃止の承認を受けた場合を含む。）の日の属する年度の終了後5年間、機構の要求があったときは、いつでも閲覧に供せるよう保存しておかなければならない。

九 機構は、補助事業の適正かつ円滑な実施を確保するために必要があると認めるときは、補助事業者に対して、補助事業の経理について調査し、若しくは指導し、又は報告を求めることができる。

十 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、様式第9による消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書により速やかに機構に報告しなければならない。ただし、当該消費税等仕入控除税額を減額して実績報告を行った場合には、この限りでない。

十一 機構は、前号の報告があった場合には、当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。当該返還の期限は、その命令のなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る日数に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

十二 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、様式第10による取得財産等管理台帳を備え、当該取得財産に地方公共団体カーボン・マネジメント強化事業で取得した財産である旨を明示するとともに、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

十三 補助事業者は、取得財産等のうち、不動産、船舶、航空機、浮標、浮さん橋及び浮ドック並びにこれらの従物、並びに補助事業により取得し又は効用の増加した価格が単価50万円以上の機械及び器具、並びにその他大臣が定める財産については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第十五号）で定める期間を経過するまで、機構の承認を受けずに、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は取壊し（廃棄を含む。）を行ってはならない。なお、財産処分に係る承認申請、承認条件その他必要な事務手続については、「環境省所管の補助金等で取得した財産の処分承認基準について」（平成20年5月15日付環境会発第080515002号大臣官房会計課長通知。以下「財産処分承認基準」という。）に準じて行うものとする。また、財産処分承認基準第4に定める財産処分納付金について、機構が定める期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る日数に応じて年利5パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

十四 補助事業者は、前号で定める期間を経過するまでの間、補助事業により取得した温室効果ガス排出削減効果についてJ-クレジットとして認証を受け、かつ当該J-クレジットを移転又は無効化してはならない。

(申請の取下げ)

第9条 申請者は、第7条第1項の交付の決定の通知を受けた場合において、交付決定の内容又はこれに付された条件に対して不服があり、申請を取り下げようとするときは、当該通知を受けた日から起算して15日以内に書面をもって機構に交付申請の取下げを申し出なければならない。

(補助事業の遂行の命令等)

第10条 機構は、第8条第六号の規定による報告書に基づき、補助事業者が法令等、本規程、交付の決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認められるときは、補助事業者に対し、これらに従って補助事業を遂行すべきことを指導することができる。

2 大臣は、補助金交付及び補助事業の適正を期するため必要があるときは、補助事業者に対して報告を求め、又はその職員に補助事業者の事業場に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができるものとする。

(実績報告書)

第11条 補助事業者は、補助事業が完了（中止又は廃止の承認を受けた場合を含む。）したときは、その日から起算して30日を経過した日又は補助事業の完了した日の属する年度の3月10日のいずれか早い日までに様式第11による完了実績報告書を機構に提出しなければならない。

2 補助事業の実施期間内において、国の会計年度（毎年4月1日から翌年の3月31日までの期間）が終了したときは、翌年度4月10日までに様式第12による年度終了実績報告書を機構に提出しなければならない。

3 補助事業者は、第1項又は第2項の実績報告を行うに当たって、第4条第2項ただし書の規定により交付額を算出した場合において、補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税等仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

4 補助事業者は、第1項又は第2項の実績報告書の提出に当たって、第8条第十二号に規定する取得財産等管理台帳の写しを添付しなければならない。

(補助金の額の確定等)

第12条 機構は、前条第1項の報告を受けた場合には、報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容（第8条第三号に基づく承認をした場合は、その承認された内容を含む。）及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定して、様式第13による交付額確定通知書により補助事業者に通知するものとする。

2 機構は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。

3 前項の補助金の返還期限は、その命令のなされた日から20日以内（ただし、補助事業者が別紙の1.(2)アの地方公共団体であって補助金の返還のための予算措置につき

議会の承認を必要とする場合で、かつ20日以内の期限により難しい場合には、額の確定通知の日から90日以内で機構の定める日以内とすることができる。)とし、期限内に納付がない場合には、未納に係る金額に対して、その未納に係る日数に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(補助金の支払)

第13条 補助金は、前条第1項の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に支払うものとする。ただし、機構が必要と認める場合においては、概算払をすることができる。

2 補助事業者は、前項の規定により補助金の支払を受けようとするときは、様式第14による精算(概算)払請求書を機構に提出しなければならない。

(交付決定の解除等)

第14条 機構は、第8条第四号による補助事業の全部若しくは一部の中止若しくは廃止の申請があった場合又は次の各号のいずれかに該当する場合には、第7条第1項の交付の決定の全部又は一部を解除することができる。ただし、第四号の場合において、補助事業のうちすでに経過した期間に係る部分については、この限りではない。

一 補助事業者が、法令等若しくは本規程に基づく機構の指示等に従わない場合

二 補助事業者が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合

三 補助事業者が、補助事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をした場合

四 天災地変その他補助金の交付の決定後に生じた事情の変更により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合その他の理由により補助事業を遂行することができない場合(補助事業者の責に帰すべき事情による場合を除く。)

2 機構は、前項の解除を行った場合は、既に当該解除に係る部分に関し補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の返還を命ずるものとする。

3 前項に基づく補助金の返還については、第12条第3項の規定(ただし書を除く。)を準用する。

(翌年度における補助事業の開始)

第15条 補助事業者は、複数年度計画の補助事業のうち翌年度における補助事業について、翌年度の交付決定の日の前日までの間において当該補助事業を開始する必要がある場合は、様式第15による翌年度補助事業開始承認申請書を機構に提出して承認を受けなければならない。

(事業報告書の提出)

第16条 補助事業者は、補助事業の完了の日の属する年度の終了後3年間の期間について、年度毎に年度の終了後30日以内に当該補助事業による過去1年間(初年度は、補助事業を完了した日から翌年度3月末までの期間)の二酸化炭素削減効果等について、事業報告書を大臣に提出しなければならない。

2 補助事業者は、前項の報告をした場合、その証拠となる書類を当該報告に係る年度の

終了後3年間保存しなければならない。

(秘密の保持)

第17条 機構は、申請者及び補助事業者がこの規程に従って機構に提出する各種申請書類及び経理等の証拠書類等（交付申請書及び実施報告書に添付する「補助事業概要書」を除く。）については、補助金の交付のための審査及び補助金の額の確定のための検査等、補助事業の遂行に関する一切の処理等を行う範囲でのみ使用するとともに、善良な管理者の注意をもって適切に管理するものとする。

(その他)

第18条 この規程に定めるもののほか、補助金の交付に関するその他必要な事項は、機構が別に定める。

附 則

この規程は、平成31年 4月19日から施行する。

別表第1（第3条及び第4条関係）

補助事業	補助対象経費	基準額	補助率
事務事業編に基づく省エネ設備等導入支援事業	補助事業を行うために必要な工事費、設備費、業務費及び事務費であって別表第2に掲げる経費並びにその他必要な経費で機構が承認した経費	機構が必要と認められた額	ア 補助事業者が都道府県、政令市及び民間企業（都道府県、市町村、特別区及び地方公共団体の組合と共同申請する事業者）の場合 3分の1 イ 財政力指数※が全国平均以上の政令市未満市町村及び特別区、地方公共団体の組合の場合 2分の1 ウ 財政力指数※が全国平均未満の政令市未満市町村及び特別区の場合 3分の2

※ 総務省公表資料「全市町村の主要財政指標」（平成29年度）に基づく財政力指数とする。

別表第2（第3条及び第4条の別表第1並びに第8条関係）

1. 事務事業編に基づく省エネ設備等導入支援事業

区分	費目	細分	内 容
工事費	本工事費	(直接工事費) 材料費	補助事業を行うために直接必要な材料の購入費をいい、これに要する運搬費、保管料を含むものとする。この材料単価は、建設物価（建設物価調査会編）、積算資料（経済調査会編）等を参考のうえ、事業の実施の時期、地域の実態及び他事業との関連を考慮して事業実施可能な単価とし、根拠となる資料を添付すること。
		労務費	補助事業の本工事に直接必要な労務者に対する賃金等の人件費をいう。この労務単価は、毎年度農林水産、国土交通の2省が協議して決定した「公共工事設計労務単価表」を準用し、補助事業の実施の時期、地域の実態及び他事業との関連を考慮して事業実施可能な単価とし、根拠となる資料を添付すること。
		直接経費	補助事業を行うために直接必要とする経費であり、次の費用をいう。 ① 水道、光熱、電力料（補助事業を行うために必要な電力電灯使用料及び用水使用料） ② 機械経費（補助事業を行うために必要な機械の使用に要する経費（材料費、労務費を除く。）） ③ 特許権使用料（契約に基づき使用する特許の使用料及び派出する技術者等に要する費用）
		(間接工事費) 共通仮設費	次の費用をいう。 ① 補助事業を行うために直接必要な機械器具等の運搬、移動に要する費用 ② 準備、後片付け整地等に要する費用 ③ 機械の設置及び仮道布設現道補修等に要する費用 ④ 技術管理に要する費用 ⑤ 交通の管理、安全施設に要する費用
		現場管理費	請負業者が補助事業の本工事を行うために直接必要な現場経費であって、労務管理費、水道光熱費、消耗品費、通信交通費その他に要する費用をいい、類似の事業を参考に決定する。

		一般管理費	請負業者が補助事業の本工事をを行うために直接必要な法定福利費、修繕維持費、事務用品費、通信交通費をいい、類似の事業を参考に決定する。
	付帯工事費		本工事費に付随する直接必要な工事に要する必要最小限度の範囲で、経費の算定方法は本工事費に準じて算定すること。
	機械器具費		補助事業の工事を行うために直接必要な建築用、小運搬用その他工事用機械器具の購入、借料、運搬、据付け及び製作に要する経費をいう。
	測量及試験費		補助事業の工事を行うために直接必要な調査、測量、基本設計、実施設計、工事監理及び試験に要する経費をいう。また、補助事業者が直接、調査、測量、基本設計、実施設計、工事監理及び試験を行う場合においてはこれに要する材料費、労務費、労務者保険料等の費用をいい、請負又は委託により調査、測量、基本設計、実施設計、工事監理及び試験を施工する場合においては請負費又は委託料の費用をいう。
設備費	設備費		補助事業を行うために直接必要な設備及び機器の購入並びに購入物の運搬、調整、据付け等に要する費用をいう。
業務費	業務費		補助事業を行うために直接必要な機器、設備又はシステム等に係る調査、設計、製作、試験及び調整に要する経費をいう。 補助事業者が直接、調査、設計、製作、試験及び調整を行う場合においてはこれに要する材料費、水道光熱費、消耗品費、通信交通費その他に要する費用をいい、請負又は委託により調査、設計、製作、試験及び調整を行う場合においては請負費又は委託料の費用をいう。
事務費	事務費		補助事業を行うために直接必要な事務に要する社会保険料、賃金、諸謝金、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及賃借料、消耗品費及び備品購入費をいい、内容については別表第3に定めるものとする。 事務費は、工事費、設備費及び業務費の金額に対して、次の表の区分ごとに定められた率を乗じて得られた額の範囲内とする。

号	区 分	率
1	5,000万円以下の金額に対して	6.5%
2	5,000万円を超え1億円以下の金額に対して	5.5%
3	1億円を超える金額に対して	4.5%

別表第3

区分	費目	細目	細分	内 容
事務費	事務費	社会保険料	社会保険料	この費目から支弁される事務手続のために必要な労務者に対する社会保険料と事業主負担保険料をいい、使途目的、人数、単価及び金額が分かる資料を添付すること。
		賃金		この費目から支弁される事務手続のために必要な労務者に対する給与をいい、雇用目的、内容、人数、単価、日数及び金額が分かる資料を添付すること。
		諸謝金		この費目から支弁される事務手続のために必要な謝金をいい、目的、人数、単価、回数が分かる資料を添付すること
		旅費		この費目から支弁される事務手続のために必要な交通移動に係る経費をいい、目的、人数、単価、回数及び金額が分かる資料を添付すること。
		需用費	印刷製本費	この費目から支弁される事務手続のために必要な設計用紙等印刷、写真焼付及び図面焼増等に係る経費をいう。
		役務費	通信運搬費	この費目から支弁される事務手続のために必要な郵便料等通信費をいう。
		委託料		この費目から支弁される事務手続のために必要な業務の一部を外注する場合に発生する特殊な技能又は資格を必要とする業務等に要する経費をいう。
		使用料及賃借料		この費目から支弁される事務手続のために必要な会議に係る会場使用料（借料）をいい、目的、回数及び金額が分かる資料を添付すること。
		消耗品費及備品購入費		この費目から支弁される事務手続のために必要な事務用品類、参考図書、現場用作業衣等雑具類の購入のために必要な経費をいい、使途目的、品目、単価、数量及び金額が分かる資料を添付すること。

補助事業の実施に関する要件その他の必要な事項について

1. 事務事業編に基づく省エネ設備等導入支援事業

(1) 対象事業の要件

先進的・モデル的な取組によりカーボン・マネジメントに係るノウハウの普及を目的とする事業（技術実証を除く）であって、次の1）～4）の全てに該当していること。なお、小中学校、水道施設、下水道施設及び廃棄物処理施設のみに省エネルギー設備等を導入する場合を除く。ただし、小中学校、水道施設、下水道施設、廃棄物処理施設のいずれかと併せて、その他の地方公共団体所有施設（庁舎等）に省エネルギー設備等を導入し、エネルギーマネジメントシステム等により複数施設をネットワーク化して面的かつ効果的なものとする場合は対象とします。

- 1) 事務事業編に位置付けられたもの又は事務事業編に位置付けられることが見込まれるもの。
- 2) エネルギー起源CO₂の排出削減に直接資する設備等（その付帯設備、エネルギー需給を制御するためのシステム及びその関連設備を含む。）を庁舎等に導入する事業であり、事業終了後にエネルギー起源CO₂の排出削減効果が定量的に検証できるものであること。
- 3) 「2018年度版L2-Techリスト」（環境省）に基づく以下の表から、施設ごとに2区分以上の省エネルギー設備を含むこと。

表

記号	区分
あ	空調機(ヒートポンプ・個別方式)
い	熱源・空調機(ヒートポンプ・中央方式)
う	熱源・空調機(気化式・中央方式)
え	熱源・空調機(吸収式・中央方式)
お	熱源・空調機(吸着式・中央方式)
か	熱源(ヒートポンプ)
き	給湯器(ヒートポンプ)
く	給湯器(ガス式)
け	ボイラ
こ	コージェネレーション
さ	照明器具
し	変圧器
す	エネルギーマネジメントシステム

- 4) 様式第1の別紙3「カーボン・マネジメントの推進方針」がすべて記載の上で提出されていること。

(2) 補助金の交付を申請できる者

本事業について補助金の交付を申請できる者は、次に掲げる者とする。

- ア 都道府県、市町村、特別区及び地方公共団体の組合
- イ 民間企業（上記アと共同申請する事業者）

(3) 補助対象経費

本事業の補助対象経費は、事業を行うために直接必要な工事費、設備費、業務費及び事務費とする。

(4) 維持管理

補助事業により導入した設備等の取得財産は、第8条第十二号及び第十三号の規定に基づき、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図ること。また、導入・運用に関する各種法令を遵守すること。

(5) 二酸化炭素削減量の把握及び情報提供

補助事業者は、事業の進捗状況を把握するとともに、事業の実施による二酸化炭素排出削減量を把握し、この規程及び機構の求めに応じて、事業の実施に係るこれらの情報を提供すること。

< 交付規程様式一覧 >

- 様式第1 交付申請書 (第5条関係)
 - 別紙1-1 事業実施計画書
 - 別紙1-2 (その1) 建屋ごとのCO₂排出量削減効果等一覧表
 - 別添1 システム図
 - 別添2 設備機器導入前後比較表
 - 別紙1-2 (その2) 事業全体のCO₂排出量削減効果集計表
 - 別紙1-2 (その3) 年間ごとCO₂排出削減効果見込み
 - 別紙2 経費内訳
 - 別紙3 カーボン・マネジメントの推進方針
 - 別紙4 補助事業概要書 (申請版)
- 様式第2 変更交付申請書 (第6条関係)
- 様式第3 交付決定通知書 (第7条関係)
- 様式第4 変更交付決定通知書 (第7条関係)
- 様式第5 計画変更承認申請書 (第8条関係)
- 様式第6 中止 (廃止) 承認申請書 (第8条関係)
- 様式第7 遅延報告書 (第8条関係)
- 様式第8 遂行状況報告書 (第8条関係)
- 様式第9 消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書 (第8条関係)
- 様式第10 取得財産等管理台帳 (第8条関係)
- 様式第11 完了実績報告書 (第11条関係)
 - 別紙1-1 事業実施報告書
 - 別紙1-2 (その1) 建屋ごとのCO₂排出量削減効果等一覧表
 - 別添1 システム図
 - 別添2 設備機器導入前後比較表
 - 別紙1-2 (その2) 事業全体のCO₂排出量削減効果集計表
 - 別紙1-2 (その3) 年間ごとCO₂排出削減効果見込み
 - 別紙2 経費内訳
 - 別紙3 補助事業概要書 (実績版)
- 様式第12 年度終了実績報告書 (第11条関係)
- 様式第13 交付額確定通知書 (第12条関係)
- 様式第14 精算 (概算) 払請求書 (第13条関係)
- 様式第15 翌年度補助事業開始承認申請書 (第15条関係)
- 様式第16 事業報告書 (第16条関係)
 - 別紙 事業実施による二酸化炭素排出削減効果等

様式第1（第5条関係）

番 号
年 月 日

一般財団法人 環境イノベーション情報機構
理事長 大塚 柳太郎 殿

申請者 住 所
氏名又は名称
代表者の職・氏名 印

2019年度（平成31年度）二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金
（地方公共団体カーボン・マネジメント強化事業）交付申請書

2019年度（平成31年度）二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（地方公共団体カーボン・マネジメント強化事業）交付規程（以下「交付規程」という。）第5条の規定により上記補助金の交付について下記のとおり申請します。

なお、交付決定を受けて補助事業を実施する際には、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）及び交付規程の定めるところに従います。

記

- 1 補助事業の目的及び内容
別紙1-1、別紙1-2（その1）～（その3）のとおり
- 2 補助金交付申請額 円
- 3 補助事業に要する経費
別紙2のとおり
- 4 カーボン・マネジメント
別紙3のとおり
- 5 補助事業の開始及び完了予定年月日
交付決定の日 ～ 年 月 日

6 その他参考資料

別紙4

注1 規程第3条第3項の規定に基づき共同で申請する場合は、代表事業者が申請すること。

2 「6 その他参考資料」として、

・地方公共団体が申請する場合

1) 申請年度の予算書

・民間企業が申請する場合

1) 組織概要

2) 経理状況説明書（直近の2決算期に関する貸借対照表及び損益計算書（申請時に、法人の設立から1会計年度を経過していない場合には、申請年度の事業計画及び収支予算、法人の設立から1会計年度を経過し、かつ、2会計年度を経過していない場合には、直近の1決算期に関する貸借対照表及び損益計算書））

3) 定款（申請者が個人企業の場合は、印鑑証明書の原本及び住民票の原本（いずれも発行後3か月以内のもの））

をそれぞれ添付すること。

3 別紙において求めている事業ごとの設備等のシステム図・配置図・仕様書、補助事業に関する見積書・各種計算書、法律に基づく登録に係る通知の写し等を添付すること。

地方公共団体カーボン・マネジメント強化事業 事業実施計画書

事業名			
事業実施の 団体名			
分類			
会計の区分			
申請者 (代表事業者)	代表者		
	氏名	役職名	所在地
			〒
	事業担当者		
	氏名	部署・役職名	所在地
			〒
	電話番号	FAX 番号	E-mail アドレス
共同事業者	団体名		
	代表者		
	氏名	役職名	所在地
			〒
	電話番号	FAX 番号	E-mail アドレス

< 1. 事業の内容 >

- 1) 設備の導入に関する事項 (概要)
 - (A) 目的・目標
 - (B) 設備機器・システムの特徴、選定理由
- 2) 事業実施場所の地図
- 3) 事業対象施設

< 2. エネルギー起源 CO₂ 排出削減効果 >

注:J-クレジットの活用はできません。

- 1) エネルギー起源 CO₂ 年間排出削減量、削減率
 - (A) 設備導入による年間 CO₂ 排出削減量 (t-CO₂/年)・削減率 (%) (数値の根拠: 別紙 1-2 (その 2) ロ・ハ)
 - (B) 設備導入以外の運用改善による年間 CO₂ 排出削減量 (t-CO₂/年)・削減率 (%) (数値の根拠: 別紙 1-2 (その 2) ホ・ヘ)
 - (C) 取組全体の年間 CO₂ 排出削減量 (t-CO₂/年)・削減率 (%) (数値の根拠: 別紙 1-2 (その 2) チ・リ)
 - (D) 年間ごと CO₂ 排出削減効果見込み (数値の根拠: 別紙 1-2 (その 3) ワ)

2019 年度 (t-CO ₂)	2020 年度 (t-CO ₂)	2021 年度 (t-CO ₂)	2022 年度 (t-CO ₂)

(エネルギー起源 CO₂ 排出削減効果の算定方法)

本事業の CO₂ 排出削減効果の算定方法 (I、II) について、該当するものに○をすること。

- I 補助事業者独自の算定方法の場合
- II 「ハード対策事業計算ファイル」使用の場合

注 II の場合、原則として、「地球温暖化対策事業効果算定ガイドブック<補助事業申請者用> (平成 29 年 2 月環境省地球環境局)」(以下「ガイドブック」という。)において使用するエクセルファイル(「補助事業申請者向けハード対策事業計算ファイル」)により、事業の直接効果を算定した上で、同ファイルを添付する。

なお、エクセルファイル(「補助事業申請者向けハード対策事業計算ファイル」)において記載する各々の設定根拠・引用元に係る具体的資料を添付すること。

(事業終了後の効果計測方法)

2) 費用効率性

補助対象経費支出予定額 (円) ・ ・ a (別紙 1-2 (その 2) イ)

設備導入による効果 (t-CO₂) ・ ・ ・ b (別紙 1-2 (その 2) ニ)

運用改善による効果 (t-CO₂) ・ ・ ・ c (別紙 1-2 (その 2) ト)

費用効率性 (円/t-CO₂) ・ ・ ・ ・ a/(b+c) (別紙 1-2 (その 2) ル)

< 3. 設備機器導入要件 >

「平成 30 年度版 L2-Tech リスト」 (環境省) に基づく以下の表から、施設ごとに 2 区分以上の省エネルギー設備を含むこと。

表

記号	区分
あ	空調機(ヒートポンプ・個別方式)
い	熱源・空調機(ヒートポンプ・中央方式)
う	熱源・空調機(気化式・中央方式)
え	熱源・空調機(吸収式・中央方式)
お	熱源・空調機(吸着式・中央方式)
か	熱源(ヒートポンプ)
き	給湯器(ヒートポンプ)
く	給湯器(ガス式)
け	ボイラ
こ	コージェネレーション
さ	照明器具
し	変圧器
す	エネルギー管理システム

施設名 : 区分表からの記号

< 4. 取組の先進性等 >

1) 取組の先進性・モデル性

注 申請する取組において客観的な先進性・モデル性があることを具体的に記入すること。

- 1) 自治体の特性を活かした新たな取組
- 2) 機器としての先進性
- 3) システムとしての先進性・モデル性

< 5. 実施体制等 >

1) 実施体制

2) 資金計画

< 6. 事業実施に関連するその他の事項 >

1) 本補助事業に関連する国のモデル事業等への選定・実施状況と方針

注 国における環境関連のモデル事業等の活用状況及び本事業との関係を具体的に記載すること。

- 2) 他の補助金との関係
- 3) 許認可、権利関係等の調整状況

< 7. 事業実施スケジュール及び補助金希望額 >

事業の実施スケジュール

< 入札・契約の時期 >

< 工事契約の履行期間 >

< 複数年度の場合の次年度以降のスケジュール >

(参考)

複数年度の場合の補助金希望額 (補助対象経費)

年度	年度	年度	合計
金額 (円)			

※各年度及び合計の金額を記入すること。ただし、次年度以降の補助金の交付を約束するものではない。

< 8. 確認事項 >

1) 本事業実施計画書の内容は、(事業採択に当たっての付帯事項による修正内容を除き、) 応募申請時の事業実施計画書の内容と同じものであることを確認の上、提出します。

注 採択時の付帯事項がある場合はその内容を記載すること。

()

【チェック欄】

←上記の内容を確認し、承諾する場合、左欄に「レ点」でチェックを入れること。

2) 交付規程に規定された対象事業の要件の他、特に事業開始後、本事業実施計画書に記入したエネルギー起源CO2排出削減効果(算定に当たっては、一定の安全率を見込むことは可。)の達成が難しい見込みとなった場合は、CO2排出削減量・削減率の計算過程での錯誤が理由であっても、交付決定後に補助金の全部又は一部が受給できなくなったり、補助金の一部を返還する必要が生じたりすることがあり得ること、また、今後、環境省が実施している地方公共団体を対象とした「地球温暖化対策の推進に関する法律施行状況調査」に誠実に毎年度回答することと、環境省の求めに応じて事業概要等についての講演や情報提供を行う等、事業の普及展開に関する協力をすることを承諾の上、本申請書を提出します。

【チェック欄】

←内容を確認し、承諾する場合、左欄に「レ点」でチェックを入れること。

3) 当社(法人である場合は当法人)は、下記のいずれにも該当しません。また、当該契約満了までの将来においても該当することはありません。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

以上のことについて、誓約します。

記

(1) 法人の役員等(役員又は支店若しくは営業所(常時契約を締結する事務所をいう。)の代表者)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ)又は暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ)である。

(2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている。

(3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している。

(4) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している。

以上

【チェック欄】

←内容を確認し、誓約する場合、左欄に「レ点」でチェックを入れること。

別紙1-2(その1) 設備導入 建屋ごとのCO₂排出量削減効果等一覧表<様式第1関係>

建屋名称	
CO ₂ 排出量削減効果を算定する基準年度*1	

注1 本書式の欄が足りない場合は建屋名称を同一のものとし複数枚に記入すること。

注2 複数枚となった場合は最終ページに複数枚の合計が分るように前頁までの集計を一つの設備分のマスを利用して記入し、最終合計を明記すること。

注3 設備導入、運用改善の双方どちらにおいても、取組番号ごとに別添1 システム図、別添2 設備機器導入前後比較表を作成し、添付すること。

入力欄
自動計算欄

設備導入による年間CO ₂ 削減効果*2		取組年度		合計
取組番号*3	導入設備の耐用年数(A)			
		取組名		
		導入する主な省エネ設備		
		補助対象経費支出予定額*4		0 円(B)
		算定する基準年度の年間CO ₂ 排出量*5		0.0 t-CO ₂ /年(C)
		設備導入後の年間CO ₂ 排出量*6		0.0 t-CO ₂ /年(D)
		基準年度CO ₂ 排出量-導入後CO ₂ 排出量	0.0	0.0 t-CO ₂ /年(E=C-D)
		年間CO ₂ 削減率	0.0	0.0 % (F=E/C×100)
		CO ₂ 削減量	0.0	0.0 t-CO ₂ (G=E×A)
		費用効率性	0	0 円/t-CO ₂ (B/G)
		ランニングコスト削減金額*7		0 円/年
		補助対象経費支出予定額合計	0	0 円
		算定する基準年度の年間CO ₂ 排出量合計	0.0	0.0 t-CO ₂ /年
		設備導入による年間CO ₂ 削減量合計	0.0	0.0 t-CO ₂ /年
		設備導入による年間CO ₂ 削減率合計	0.0	0.0 %
		設備導入によるCO ₂ 削減量合計	0.0	0.0 t-CO ₂
		設備導入による費用効率性合計	0	0 円/t-CO ₂
		設備導入によるランニングコスト削減金額合計	0	0 円/年

(イ) *8
(ロ)
(ハ)
(ニ)

- *1 CO₂排出量削減効果を算定する基準年度を記入すること。空調負荷の変更等を見込むために過去3年平均等を基準とする場合はその旨記入すること。
- *2 当該建屋における補助対象設備導入の取組について記載すること。
- *3 取組番号はシステム(機能を一括とする系統)ごととすること。また、複数年事業において、同一システムに係る取組の場合は、同一番号とすること。本設備における運用改善においても同一番号とすること。
- *4 補助対象として、該当する取組の事業費及びランニングコストは税込みを記入すること。
- *5 該当する設備導入の取組における基準年度の年間CO₂排出量を記入すること。また、当該排出量の算定根拠は別途提出すること。
- *6 該当する設備導入の取組における設備導入後の年間CO₂排出量を記入すること。また、当該排出量の算定根拠は別途提出すること。
- *7 ランニングコスト削減金額の算定根拠は別途提出すること。その際、エネルギーの種類別にその単価を記載すること。
- *8 表の右に書かれている記号の数値を別紙1-2(その2)の同じ記号の列に記入すること。

別紙1-2(その1)運用改善 建屋ごとのCO₂排出量削減効果等一覧表<様式第1関係>

建屋名称	
CO ₂ 排出量削減効果を算定する基準年度 *1	

注1 本書式の欄が足りない場合は建屋名称を同一のものとし複数枚に記入すること。
 2 複数枚となった場合は最終ページに複数枚の合計が分るように前頁までの集計を一つの設備分のマスを利用して記入し、最終合計を明記すること。
 3 設備導入、運用改善の双方どちらにおいても、取組番号ごとに別添1 システム図、別添2 設備機器導入前後比較表を作成し、添付すること。

入力欄
 自動計算欄

運用改善による年間CO ₂ 削減効果*2		取組年度		合計	
取組番号 *3	対象設備の耐用年数				
		取組名			
		取組内容			
		主な対象設備			
		運用改善に資する主な設備の残耐用年数(A) *5			
		算定する基準年度の年間CO ₂ 排出量 *6		0.0	t-CO ₂ /年(B)
		運用改善後の年間CO ₂ 排出量 *7		0.0	t-CO ₂ /年(C)
		基準年度CO ₂ 排出量-導入後CO ₂ 排出量	0.0	0.0	t-CO ₂ /年(D=B-C)
		年間CO ₂ 削減率	0.0	0.0	%(E=D/B×100)
		CO ₂ 削減量	0.0	0.0	t-CO ₂ (F=D×A)
		ランニングコスト削減金額 *4		0	円/年
		算定する基準年度の年間CO ₂ 排出量合計	0.0	0.0	t-CO ₂ /年
		運用改善による年間CO ₂ 削減量合計	0.0	0.0	t-CO ₂ /年
		運用改善による年間CO ₂ 削減率	0.0	0.0	%
		運用改善によるCO ₂ 削減量合計	0.0	0.0	t-CO ₂
		運用改善によるランニングコスト削減金額合計	0	0	円/年

*8
(ホ)
(ヘ)
(ト)

- *1 CO₂排出量削減効果を算定する基準年度を記入すること。空調負荷の変更等を見込むために過去3年平均等を基準とする場合はその旨記入すること。
- *2 当該建屋に設置されている設備における運用改善について記載すること。なお、当該補助事業にて導入される設備も含む。
- *3 取組番号はシステム(機能を一体とする系統)ごととすること。また、複数事業において、同一システムに係る取組の場合は、同一番号とすること。本設備における運用改善においても同一番号とすること。
- *4 ランニングコスト削減金額は税込みで記入し算定根拠は別途提出すること。その際、エネルギーの種類別にその単価を記載すること。
- *5 運用改善における対象設備の残りの耐用年数を記載すること。(対象設備とは、運用改善の取組により、消費エネルギーが削減する設備を指す。)
- *6 該当する運用改善対象設備における基準年度の年間CO₂排出量を記入すること。また、当該排出量の算定根拠は別途提出すること。
- *7 該当する運用改善後の対象設備における年間CO₂排出量を記入すること。また、当該排出量の算定根拠は別途提出すること。
- *8 表の右に書かれている記号の数値を別紙1-2(その2)の同じ記号の列に記入すること。

別添1 システム図<様式第1別紙1-2(その1)関係>(取組ごとに作成すること)

建屋名	
取組番号	
設備名	
区分	

注1 設備名には主な導入省エネ設備を記入し、また区分には該当するL2-Techを参照した区分にある記号を記入する。

2 導入前、導入後が分かる様にシステムフロー図を記入すること。

3 導入前のシステムフロー図には撤去範囲を示すこと。

4 複数年実施の場合は各年の実施内容が分かるように記入すること。

導入前(運用改善では取組前のシステムを記入)

導入後(運用改善では取組後のシステムを記入)

別紙1-2（その2）＜様式第1関係＞

事業全体のCO₂排出量削減効果集計表

年度

入力欄

年間CO₂排出削減量、削減率

自動計算欄

建屋名称	基準年度	設備導入による効果		運用改善による効果		取組全体による効果	
	年間CO ₂ 排出量 t-CO ₂ /年	年間CO ₂ 排出削減量 (ロ) t-CO ₂ /年	年間CO ₂ 排出削減率 (ハ) %	年間CO ₂ 排出削減量 (ホ) t-CO ₂ /年	年間CO ₂ 排出削減率 (ヘ) %	年間CO ₂ 排出削減量 (チ) t-CO ₂ /年	年間CO ₂ 排出削減率 (リ) %
			0%		0%	0	0%
			0%		0%	0	0%
			0%		0%	0	0%
			0%		0%	0	0%
			0%		0%	0	0%
			0%		0%	0	0%
			0%		0%	0	0%
			0%		0%	0	0%
			0%		0%	0	0%
			0%		0%	0	0%
合計	0.0	0.0	0%	0.0	0%	0.0	0%

費用効率性

建屋名称	補助対象経費支出 予定額	設備導入 による	運用改善 による	取組全体 による	費用効率性
	円 (イ)	CO ₂ 削減量 (ニ) t-CO ₂	CO ₂ 削減量 (ト) t-CO ₂	CO ₂ 削減量 (ヌ) t-CO ₂	(ル) 円/t-CO ₂
				0.0	0
				0.0	0
				0.0	0
				0.0	0
				0.0	0
				0.0	0
				0.0	0
				0.0	0
				0.0	0
				0.0	0
合計	0	0.0	0.0	0.0	0

注1 別紙1-2（その1）の記号（イ～ル）の欄の数値をそれぞれ記入すること。

2 複数年の場合は「集計」として複数年分の集計表を1枚つけること。

別紙1-2(その3) <様式第1関係>
年間ごとCO₂排出削減効果見込み

入力欄
自動計算欄

設備導入年度	建屋名称	取組名	取組削減量	2019年度			2020年度		2021年度		2022年度	
				CO ₂ 削減量(t-CO ₂)	CO ₂ 削減量(t-CO ₂)	設備稼働月数(か月)	CO ₂ 削減量(t-CO ₂)	設備稼働月数(か月)	CO ₂ 削減量(t-CO ₂)	設備稼働月数(か月)	CO ₂ 削減量(t-CO ₂)	設備稼働月数(か月)
2019年度				0.0			0.0		0.0		0.0	
				0.0			0.0		0.0		0.0	
				0.0			0.0		0.0		0.0	
				0.0			0.0		0.0		0.0	
				0.0			0.0		0.0		0.0	
				0.0			0.0		0.0		0.0	
				0.0			0.0		0.0		0.0	
				0.0			0.0		0.0		0.0	
				0.0			0.0		0.0		0.0	
				0.0			0.0		0.0		0.0	
				0.0			0.0		0.0		0.0	
				0.0			0.0		0.0		0.0	
				0.0			0.0		0.0		0.0	
				0.0			0.0		0.0		0.0	
				0.0			0.0		0.0		0.0	
削減量小計(t-CO ₂)				0.0			0.0		0.0		0.0	
2020年度							0.0		0.0		0.0	
							0.0		0.0		0.0	
							0.0		0.0		0.0	
							0.0		0.0		0.0	
							0.0		0.0		0.0	
							0.0		0.0		0.0	
							0.0		0.0		0.0	
							0.0		0.0		0.0	
							0.0		0.0		0.0	
							0.0		0.0		0.0	
							0.0		0.0		0.0	
							0.0		0.0		0.0	
							0.0		0.0		0.0	
							0.0		0.0		0.0	
							0.0		0.0		0.0	
削減量小計(t-CO ₂)							0.0		0.0		0.0	
削減量合計(t-CO ₂)				0.0			0.0		0.0		0.0	

注 1 各設備のCO₂削減量は「別紙1-2(その1)」の結果から転記すること。
2 設備導入初年度については年間のCO₂削減量に設備の稼働月数を掛けた数値を記入すること。

カーボン・マネジメントの推進方針

申請者（ ）は、標記の推進方針について、次のとおり取り組みます。

1. 事務事業編の策定状況等

1) 事務事業編の策定状況

策定済み（策定期間： 年 月）

策定に向けて検討中（策定予定時期： 年度）

注 検討中の場合は、当該地方公共団体におけるエネルギー起源 CO₂削減に資する具体的な（重点）推進事項の名称、概要等について検討進捗状況を記入すること。

2) 事務事業編の進捗状況（策定済みの場合）（基準年度、目標年度、目標値、進捗状況等について記載）

注 温室効果ガスの削減について、基準年度と目標年度、目標削減量（率）と、それらの数値に対して現在（実績値を把握できている最新年度）の進捗率について記載するとともに、これまで特に工夫して取り組んだ事項について記載すること。

3) 対象事業の事務事業編における位置付け

位置付け済み

位置付けに向けて検討中（策定/改定予定時期： 年度）

2. カーボン・マネジメント体制の内容等

1) カーボン・マネジメント体制の内容

2) カーボン・マネジメントに係るノウハウの普及方針・方法と普及により期待される効果

注 本事業の取組を他の公共施設や民間施設に普及させる方針・方法と普及により期待される効果を具体的に記入すること。

3) 補助対象施設・設備に対する運用管理体制

3. 事業実施によるエネルギー起源 CO₂排出削減以外の効果

注 地域循環共生圏又はSDGsの考え方を踏まえ、地域が目指す将来像、地域課題等に即した副次的効果を具体的に記載すること。事務事業編の強化・拡充を通してどのように副次的効果を発現するかを併せて具体的に記載すること。

別紙4 2019年度（平成31年度）地方公共団体カーボン・マネジメント強化事業 補助事業概要書（申請版）

事業計画	補助事業者		事業名称		写真			
	事業対象施設		事業期間					
	事業内容 (導入設備・ 運用改善等)							
	事業実施後の CO ₂ 削減効果 (見込)			導入設備に係る想定 ランニングコスト ※耐用年数の期間				
事業内容等	先進性・モデル性（カーボン・マネジメント推進体制等との組合せによるモデル性等）							
カーボン・マネジメント 推進体制等	地方公共団体実行 計画（事務事業 編）の有無		温室効果ガス 総排出量削減目標	(% 千t-CO ₂)	基準 年	年	年度	年
	カーボン・マネジ メント 推進体制							
	ノウハウの 普及方針							

様式第2（第6条関係）

番 号
年 月 日

一般財団法人 環境イノベーション情報機構
理事長 大塚 柳太郎 殿

補助事業者 住 所
氏名又は名称
代表者の職・氏名 印

2019年度（平成31年度）二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金
（地方公共団体カーボン・マネジメント強化事業）変更交付申請書

年 月 日付け 第 号で交付決定の通知を受けた二酸化炭素排出抑制
対策事業費等補助金（地方公共団体カーボン・マネジメント強化事業）を下記のとおり変更したいので、
2019年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（地方公共団体カーボン・マネジメント強化事業）
交付規程（以下「交付規程」という。）第6条の規定により関係書類を添えて申請します。

なお、変更交付決定を受けて補助事業を実施する際には、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）及び交付規程の定めるところに従います。

記

1 補助変更申請額

2 変更内容

3 変更理由

（注）具体的に記載すること。

注1 規程第3条第3項の規定に基づき共同で交付申請した場合は、代表事業者が申請すること。

2 「1 補助変更申請額」の金額欄の上部に（ ）書きで当初交付決定額を記載する。

3 添付書類は、様式第1のそれぞれに準じて変更部分について作成することとし、別紙については、変更前の金額を上段に（ ）書きし、変更後の金額を下段に記載すること。

2019年度（平成31年度）二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金
（地方公共団体カーボン・マネジメント強化事業）交付決定通知書

補助事業者 殿

年 月 日付け 第 号で交付申請のあった2019年度（平成31年度）二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（地方公共団体カーボン・マネジメント強化事業）については、2019年度（平成31年度）二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（地方公共団体カーボン・マネジメント強化事業）交付規程（ 年 月 日 第 号。以下「交付規程」という。）第7条第1項の規定により、下記のとおり交付することを決定したので、通知する。

年 月 日

一般財団法人 環境イノベーション情報機構
理事長 大塚 柳太郎 印

記

- 1 補助金の交付の対象となる事業及びその内容は、 年 月 日付け 第 号 交付申請書のとおりである。
- 2 補助基本額及び補助金の額は次のとおりである。ただし、事業の内容を変更する場合において、補助基本額又は補助金の額が変更されるときは、別に通知するところによる。
補助基本額 金 円 補助金の額 金 円
- 3 事業に要する経費の区分ごとの配分及びこれに対応する補助金の額は、 年 月 日付け 第 号交付申請書記載のとおりである。
- 4 事業内容の変更等特段の事情がない限り、交付を行う補助金の額は、この交付決定額を上限とする。
- 5 補助事業者は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（地方公共団体カーボン・マネジメント強化事業）交付要綱（平成28年4月1日環政計発第1604013号）、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（地方公共団体カーボン・マネジメント強化事業）実施要領（平成28年4月1日環政計発第1604014号）及び交付規程に従わなければならない。
- 6 この交付決定に対し不服があるとき、申請の取り下げをすることのできる期限は交付決定の通知の日から15日以内とする。
- 7 補助事業における仕入れに係る消費税等については、交付規程第4条第2項ただし書の定めるところ

ろにより算定されている場合は、補助金の額の確定又は消費税の申告後において精算減額又は返還を行うこととする。

- 8 2019年度（平成31年度）二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（地方公共団体カーボン・マネジメント強化事業）は政治資金規正法第22条の3第1項による寄附制限の例外（試験研究、調査又は災害復旧に係るものその他性質上利益を伴わないもの）に該当するものと判断する。

2019年度（平成31年度）二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金
（地方公共団体カーボン・マネジメント強化事業）変更交付決定通知書

補助事業者 殿

年 月 日付け 第 号で変更交付申請のあった2019年度（平成31年度）二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（地方公共団体カーボン・マネジメント強化事業）については、2019年度（平成31年度）二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（地方公共団体カーボン・マネジメント強化事業）交付規程第7条第1項の規定により、年 月 日付け 第 号で交付決定した内容を下記のとおり変更することを決定したので通知する。

年 月 日

一般財団法人 環境イノベーション情報機構
理事長 大塚 柳太郎 印

記

- 1 補助金の交付の対象となる事業及びその内容は、年 月 日付け 第 号変更交付申請書のとおりである。
- 2 変更後の補助金の額は、次のとおりである。

変更前補助基本額 金	円	変更前補助金の額 金	円
変更後補助基本額 金	円	変更後補助金の額 金	円
増 減 額 金	円	増 減 額 金	円
- 3 事業に要する経費の区分ごとの配分及びこれに対応する変更後の補助金の額は、年 月 日付け 第 号変更交付申請書記載のとおりである。
- 4 補助事業者は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（地方公共団体カーボン・マネジメント強化事業）交付要綱（平成28年4月1日環政計発第1604013号）、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（地方公共団体カーボン・マネジメント強化事業）実施要領（平成28年4月1日環政計発第1604014号）及び交付規程に従わなければならない。
- 5 この交付決定に対し不服があるとき、申請の取り下げをすることのできる期限は交付決定の日から15日以内とする。
- 6 補助事業における仕入れに係る消費税等については、交付規程第4条第2項ただし書の定めるところにより算定されている場合は、補助金の額の確定又は消費税の申告後において精算減額又は返還を

行うこととする。

- 7 2019年度（平成31年度）二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（地方公共団体カーボン・マネジメント強化事業）は政治資金規正法第22条の3第1項による寄附制限の例外（試験研究、調査又は災害復旧に係るものその他性質上利益を伴わないもの）に該当するものと判断する。

番 号
年 月 日

一般財団法人 環境イノベーション情報機構
理事長 大塚 柳太郎 殿

補助事業者 住 所
氏名又は名称
代表者の職・氏名 印

2019年度（平成31年度）二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金
（地方公共団体カーボン・マネジメント強化事業）計画変更承認申請書

年 月 日付け 第 号で交付決定の通知を受けた二酸化炭素排出抑制
対策事業費等補助金（地方公共団体カーボン・マネジメント強化事業）の計画を下記のとおり変更した
いので、2019年度（平成31年度）二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（地方公共団体カーボ
ン・マネジメント強化事業）交付規程（以下「交付規程」という。）第8条第三号の規定により関係書類
を添えて申請します。

なお、計画変更の承認を受けて補助事業を実施する際には、補助金等に係る予算の執行の適正化に関
する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭
和30年政令第255号）及び交付規程の定めるところに従います。

記

- 1 変更の内容
- 2 変更を必要とする理由
- 3 変更が補助事業に及ぼす影響

- 注1 規程第3条第3項の規定に基づき共同で交付申請した場合は、代表事業者が申請すること。
- 2 事業の内容を変更する場合にあっては、様式第1の別紙に変更後の内容を記載して添付すること。
 - 3 経費の配分を変更する場合にあっては、様式第1の別紙に変更前の金額を上段に（ ）書きし、変更後の金額を下段に記載して添付すること。

様式第6（第8条関係）

番 号
年 月 日

一般財団法人 環境イノベーション情報機構
理事長 大塚 柳太郎 殿

補助事業者 住 所
氏名又は名称
代表者の職・氏名 印

2019年度（平成31年度）二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金
（地方公共団体カーボン・マネジメント強化事業）中止（廃止）承認申請書

年 月 日付け 第 号で交付決定の通知を受けた二酸化炭素排出抑制
対策事業費等補助金（地方公共団体カーボン・マネジメント強化事業）を下記のとおり中止（廃止）し
たいので、2019年度（平成31年度）二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（地方公共団体カー
ボン・マネジメント強化事業）交付規程第8条第四号の規定により関係書類を添えて申請します。

記

- 1 中止（廃止）を必要とする理由
- 2 中止（廃止）の予定年月日
- 3 中止（廃止）までに実施した事業内容
- 4 中止（廃止）が補助事業に及ぼす影響
- 5 中止（廃止）後の措置

注1 規程第3条第3項の規定に基づき共同で交付申請した場合は、代表事業者が申請すること。

- 2 中止（廃止）までに実施した事業の内容については、様式第11の別紙を使用し記載するとともに、様式第1の別紙に交付決定額を上段に（ ）書きし、中止（廃止）時の実施見込額を下段に記載した書類を添付すること。

番 号
年 月 日

一般財団法人 環境イノベーション情報機構
理事長 大塚 柳太郎 殿

補助事業者 住 所
氏名又は名称
代表者の職・氏名 印

2019年度（平成31年度）二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金
（地方公共団体カーボン・マネジメント強化事業）遅延報告書

年 月 日付け 第 号で交付決定の通知を受けた二酸化炭素排出抑制
対策事業費等補助金（地方公共団体カーボン・マネジメント強化事業）の遅延について、2019年度二
酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（地方公共団体カーボン・マネジメント強化事業）交付規程第8
条第五号の規定により下記のとおり指示を求めます。

記

- 1 遅延の原因及び内容
- 2 遅延に係る金額
- 3 遅延に対して講じた措置
- 4 遅延等が補助事業に及ぼす影響
- 5 補助事業の実施予定及び完了予定年月日

注1 規程第3条第3項の規定に基づき共同で交付申請した場合は、代表事業者が申請すること。
2 事業の進捗状況を示した工程表を、当初と変更後を対比できるように作成し添付すること。

様式第8（第8条関係）

番 号
年 月 日

一般財団法人 環境イノベーション情報機構
理事長 大塚 柳太郎 殿

補助事業者 住 所
氏名又は名称
代表者の職・氏名 印

2019年度（平成31年度）二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金
（地方公共団体カーボン・マネジメント強化事業）遂行状況報告書

年 月 日付け 第 号で交付決定の通知を受けた二酸化炭素排出抑制
対策事業費等補助金（地方公共団体カーボン・マネジメント強化事業）の遂行状況について、2019
年度（平成31年度）二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（地方公共団体カーボン・マネジメント
強化事業）交付規程第8条第六号の規定により下記のとおり報告します。

記

経費の区分	交付決定額(円)	実施額(円)	遂行状況
計			

注 規程第3条第3項の規定に基づき共同で交付申請した場合は、代表事業者が申請すること。

様式第9（第8条関係）

番 号
年 月 日

一般財団法人 環境イノベーション情報機構
理事長 大塚 柳太郎 殿

補助事業者 住 所
氏名又は名称
代表者の職・氏名 印

2019年度（平成31年度）消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書

年 月 日付け 第 号で交付決定の通知を受けた二酸化炭素排出抑制
対策事業費等補助金（地方公共団体カーボン・マネジメント強化事業）について、2019年度（平成
31年度）二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（地方公共団体カーボン・マネジメント強化事業）
交付規程第8条第十号の規定に基づき下記のとおり報告します。

記

- 1 補助金額（規程第12条第1項による額の確定額）
金 円
- 2 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額
金 円

注1 規程第3条第3項の規定に基づき共同で交付申請した場合は、代表事業者が申請すること。
2 別紙として積算の内容を添付すること。

様式第10（第8条関係）

二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金
 （地方公共団体カーボン・マネジメント強化事業）取得財産等管理台帳
 2019年度（平成31年度）

財産名 （備品等名）	規格	数量	単価 （税込・円）	金額 （税込・円）	取得 年月日	耐用 年数	設置又は 保管場所

注1 対象となる取得財産等は、取得価格又は効用の増加価格が2019年度（平成31年度）二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（地方公共団体カーボン・マネジメント強化事業）交付規程第8条第十三号に規定する処分制限額以上の財産とする。

2 数量は、同一規格等であれば一括して記載して差し支えない。単価が異なる場合は、分割して記載すること。

3 取得年月日は、検収年月日を記載すること。

番 号
年 月 日

一般財団法人 環境イノベーション情報機構
理事長 大塚 柳太郎 殿

補助事業者 住 所
氏名又は名称
代表者の職・氏名 印

2019年度(平成31年度)二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金
(地方公共団体カーボン・マネジメント強化事業)完了実績報告書

年 月 日付け 第 号で交付決定の通知を受けた二酸化炭素排出抑制
対策事業費等補助金(地方公共団体カーボン・マネジメント強化事業)を完了(中止・廃止)しました
ので、2019年度(平成31年度)二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(地方公共団体カーボン・
マネジメント強化事業)交付規程第11条第1項の規定に基づき下記のとおり報告します。

記

1 補助金の交付決定額及び交付決定年月日

金 円(年 月 日 番号)
(うち、消費税及び地方消費税 円)

2 補助事業の実施状況

別紙1-1、別紙1-2(その1)~(その3)のとおり

3 補助金の経費収支実績

別紙2のとおり

4 補助事業の実施期間

年 月 日 ~ 年 月 日

5 添付資料

- (1) 完成図書(各種手続等に係る書面の写し及び工程等が分かる写真を含む。)
- (2) その他参考資料(支払を確認できる書類等)
- (3) 別紙3

注 規程第3条第3項の規定に基づき共同で交付申請した場合は、代表事業者が申請すること。

地方公共団体カーボン・マネジメント強化事業 事業実施報告書

事業名			
事業実施の 団体名			
分類			
会計の区分			
補助事業者 (代表事業者)	代表者		
	氏名	役職名	所在地
			〒
	事業担当者		
	氏名	部署・役職名	所在地
			〒
	電話番号	FAX 番号	E-mail アドレス
共同事業者	団体名		
	代表者		
	氏名	役職名	所在地
			〒
	電話番号	FAX 番号	E-mail アドレス

<事業実績の内容>

- 1) 設備の導入実績に関する事項 (概要)
 - (A) 今年度の事業実績 (導入設備の仕様、設計状況、運用状況、設置位置図等)
 - (B) 導入した設備機器・システムの特徴
- 2) 事業実施場所の地図 (複数施設の場合もできる限り 1 枚の地図に収め、縮尺を明示)
- 3) 事業実施施設

<エネルギー起源 CO₂ 排出削減効果> ※交付申請時の内容を実績報告時点のものに更新すること。

- 1) 合計削減量、削減率
 - (A) 設備導入による年間 CO₂ 排出削減量 (t-CO₂/年)・削減率 (%) (数値の根拠: 別紙 1-2 (その 2) <様式第 1 関係> ロ・ハ)
 - (B) 設備導入以外の運用改善による年間 CO₂ 排出削減量 (t-CO₂/年)・削減率 (%) (数値の根拠: 別紙 1-2 (その 2) <様式第 1 関係> ホ・ヘ)
 - (C) 取組全体の年間 CO₂ 排出削減量 (t-CO₂/年)・削減率 (%) (数値の根拠: 別紙 1-2 (その 2) <様式第 1 関係> チ・リ)
 - (D) (年間ごと CO₂ 排出削減効果見込み (数値の根拠: 別紙 1-2 (その 3) ワ)

2019 年度 (t-CO ₂)	2020 年度 (t-CO ₂)	2021 年度 (t-CO ₂)	2022 年度 (t-CO ₂)

<エネルギー起源 CO₂ 削減効果の算定方法>

本事業の CO₂ 排出削減効果の算定方法 (I、II) について、該当するものに○をすること。

- I 補助事業者独自の算定方法の場合
- II 「ハード対策事業計算ファイル」使用の場合

注 II の場合、原則として、「地球温暖化対策事業効果算定ガイドブック<補助事業申請者用> (平成 29 年 2 月環境省地球環境局)」(以下「ガイドブック」という。)において使用する。エクセルファイル(「補助事業申請者向けハード対策事業計算ファイル」)により、事業の直接効果を算定した上で、同ファイルを添付する。

なお、エクセルファイル(「補助事業申請者向けハード対策事業計算ファイル」)において記載する各々の設定根拠・引用元に係る具体的資料を添付すること。

(事業終了後の効果計測方法)

2) 費用効率性

補助対象経費支出予定額 (円) … a (別紙 1-2 (その 2) <様式第 1 関係> イ)

設備導入による効果 (t-CO₂) … b (別紙 1-2 (その 2) <様式第 1 関係> ニ)

運用改善による効果 (t-CO₂) … c (別紙 1-2 (その 2) <様式第 1 関係> ト)

費用効率性 (円/t-CO₂) … a/(b+c) (別紙 1-2 (その 2) <様式第 1 関係> ル)

<取組の先進性等>

取組実績の先進性・モデル性

注 申請する取組において客観的な先進性・モデル性があることを具体的に記入すること。

- 1) 自治体の特性を活かした新たな取組
- 2) 機器としての先進性
- 3) システムとしての先進性・モデル性

<実施体制等>、<資金計画>、<事業実施に関連するその他の事項>

<事業スケジュール>

<事業スケジュール実績>

○公告日、通知日等

○契約日

○検収確認日

○支払日

<複数年度の場合の次年度以降のスケジュール>

(参考)

複数年度の場合の補助金希望額 (補助対象経費)

年度	年度	年度	合計
金額 (円)			

注 各年度及び合計の金額を記入すること。ただし、次年度以降の補助金の交付を約束するものではない。

別紙1-2(その1) 設備導入 建屋ごとのCO₂排出量削減効果等一覧表<様式第11関係>

建屋名称	
CO ₂ 排出量削減効果を算定する基準年度*1	

注1 本書式の欄が足りない場合は建屋名称を同一のものとし複数枚に記入すること。
 2 複数枚となった場合は最終ページに複数枚の合計が分るように前頁までの集計を一つの設備分のマスを利用して記入し、最終合計を明記すること。
 3 設備導入、運用改善の双方どちらにおいても、取組番号ごとに別添1 システム図、別添2 設備機器導入前後比較表を作成し、添付すること。

入力欄
 自動計算欄

設備導入による年間CO ₂ 削減効果*2		取組年度		合計
取組番号*3	導入設備の耐用年数(A)			
		取組名		
		導入する主な省エネ設備		
		補助対象経費支出予定額*4		0 円(B)
		算定する基準年度の年間CO ₂ 排出量*5		0.0 t-CO ₂ /年(C)
		設備導入後の年間CO ₂ 排出量*6		0.0 t-CO ₂ /年(D)
		基準年度CO ₂ 排出量-導入後CO ₂ 排出量	0.0	0.0 t-CO ₂ /年(E=C-D)
		年間CO ₂ 削減率	0.0	0.0 % (F=E/C×100)
		CO ₂ 削減量	0.0	0.0 t-CO ₂ (G=E×A)
		費用効率性	0	0 円/t-CO ₂ (B/G)
		ランニングコスト削減金額*7		0 円/年
		補助対象経費支出予定額合計	0	0 円
		算定する基準年度の年間CO ₂ 排出量合計	0.0	0.0 t-CO ₂ /年
		設備導入による年間CO ₂ 削減量合計	0.0	0.0 t-CO ₂ /年
		設備導入による年間CO ₂ 削減率合計	0.0	0.0 %
		設備導入によるCO ₂ 削減量合計	0.0	0.0 t-CO ₂
		設備導入による費用効率性合計	0	0 円/t-CO ₂
		設備導入によるランニングコスト削減金額合計	0	0 円/年

(イ) *8
 (ロ)
 (ハ)
 (ニ)

- *1 CO₂排出量削減効果を算定する基準年度を記入すること。空調負荷の変更等を見込むために過去3年平均等を基準とする場合はその旨記入すること。
- *2 当該建屋における補助対象設備導入の取組について記載すること。
- *3 取組番号はシステム(機能を一括とする系統)ごととすること。また、複数年事業において、同一システムに係る取組の場合は、同一番号とすること。本設備における運用改善においても同一番号とすること。
- *4 補助対象として、該当する取組の事業費及びランニングコストは税込みを記入すること。
- *5 該当する設備導入の取組における基準年度の年間CO₂排出量を記入すること。また、当該排出量の算定根拠は別途提出すること。
- *6 該当する設備導入の取組における設備導入後の年間CO₂排出量を記入すること。また、当該排出量の算定根拠は別途提出すること。
- *7 ランニングコスト削減金額の算定根拠は別途提出すること。その際、エネルギーの種類別にその単価を記載すること。
- *8 表の右に書かれている記号の数値を別紙1-2(その2)の同じ記号の列に記入すること。

別紙1-2(その1)運用改善 建屋ごとのCO₂排出量削減効果等一覧表<様式第11関係>

建屋名称	
CO ₂ 排出量削減効果を算定する基準年度 *1	

注1 本書式の欄が足りない場合は建屋名称を同一のものとし複数枚に記入すること。
 2 複数枚となった場合は最終ページに複数枚の合計が分るように前頁までの集計を一つの設備分のマスを利用して記入し、最終合計を明記すること。
 3 設備導入、運用改善の双方どちらにおいても、取組番号ごとに別添1 システム図、別添2 設備機器導入前後比較表を作成し、添付すること。

入力欄
 自動計算欄

運用改善による年間CO ₂ 削減効果*2		取組年度		合計	
取組番号 *3	対象設備の耐用年数				
		取組名			
		取組内容			
		主な対象設備			
		運用改善に資する主な設備の残耐用年数(A) *5			
		算定する基準年度の年間CO ₂ 排出量 *6		0.0	t-CO ₂ /年(B)
		運用改善後の年間CO ₂ 排出量 *7		0.0	t-CO ₂ /年(C)
		基準年度CO ₂ 排出量-導入後CO ₂ 排出量	0.0	0.0	t-CO ₂ /年(D=B-C)
		年間CO ₂ 削減率	0.0	0.0	%(E=D/B×100)
		CO ₂ 削減量	0.0	0.0	t-CO ₂ (F=D×A)
		ランニングコスト削減金額 *4		0	円/年
		算定する基準年度の年間CO ₂ 排出量合計	0.0	0.0	t-CO ₂ /年
		運用改善による年間CO ₂ 削減量合計	0.0	0.0	t-CO ₂ /年
		運用改善による年間CO ₂ 削減率	0.0	0.0	%
		運用改善によるCO ₂ 削減量合計	0.0	0.0	t-CO ₂
		運用改善によるランニングコスト削減金額合計	0	0	円/年

*8
(ホ)
(ヘ)
(ト)

- *1 CO₂排出量削減効果を算定する基準年度を記入すること。空調負荷の変更等を見込むために過去3年平均等を基準とする場合はその旨記入すること。
- *2 当該建屋に設置されている設備における運用改善について記載すること。なお、当該補助事業にて導入される設備も含む。
- *3 取組番号はシステム(機能を一体とする系統)ごととすること。また、複数事業において、同一システムに係る取組の場合は、同一番号とすること。本設備における運用改善においても同一番号とすること。
- *4 ランニングコスト削減金額は税込みで記入し算定根拠は別途提出すること。その際、エネルギーの種類別にその単価を記載すること。
- *5 運用改善における対象設備の残りの耐用年数を記載すること。(対象設備とは、運用改善の取組により、消費エネルギーが削減する設備を指す。)
- *6 該当する運用改善対象設備における基準年度の年間CO₂排出量を記入すること。また、当該排出量の算定根拠は別途提出すること。
- *7 該当する運用改善後の対象設備における年間CO₂排出量を記入すること。また、当該排出量の算定根拠は別途提出すること。
- *8 表の右に書かれている記号の数値を別紙1-2(その2)の同じ記号の列に記入すること。

別添1 システム図<様式第11別紙1-2(その1)関係>(取組ごとに作成すること)

建屋名	
取組番号	
設備名	
区分	

注1 設備名には主な導入省エネ設備を記入し、また区分には該当するL2-Techを参照した区分にある記号を記入する。

- 2 導入前、導入後が分かる様にシステムフロー図を記入すること。
- 3 導入前のシステムフロー図には撤去範囲を示すこと。
- 4 複数年実施の場合は各年の実施内容が分かるように記入すること。

導入前(運用改善では取組前のシステムを記入)

導入後(運用改善では取組後のシステムを記入)

別紙1-2（その2）＜様式第11関係＞

事業全体のCO₂排出量削減効果集計表

年度

入力欄

年間CO₂排出削減量、削減率

自動計算欄

建屋名称	基準年度	設備導入による効果		運用改善による効果		取組全体による効果	
	年間CO ₂ 排出量 t-CO ₂ /年	年間CO ₂ 排出削減量 (ロ) t-CO ₂ /年	年間CO ₂ 排出削減率 (ハ) %	年間CO ₂ 排出削減量 (ホ) t-CO ₂ /年	年間CO ₂ 排出削減率 (ヘ) %	年間CO ₂ 排出削減量 (チ) t-CO ₂ /年	年間CO ₂ 排出削減率 (リ) %
			0%		0%	0	0%
			0%		0%	0	0%
			0%		0%	0	0%
			0%		0%	0	0%
			0%		0%	0	0%
			0%		0%	0	0%
			0%		0%	0	0%
			0%		0%	0	0%
			0%		0%	0	0%
			0%		0%	0	0%
合計	0.0	0.0	0%	0.0	0%	0.0	0%

費用効率性

建屋名称	補助対象経費支出 予定額	設備導入 による	運用改善 による	取組全体 による	費用効率性
	円 (イ)	CO ₂ 削減量 (ニ) t-CO ₂	CO ₂ 削減量 (ト) t-CO ₂	CO ₂ 削減量 (ヌ) t-CO ₂	(ル) 円/t-CO ₂
				0.0	0
				0.0	0
				0.0	0
				0.0	0
				0.0	0
				0.0	0
				0.0	0
				0.0	0
				0.0	0
				0.0	0
合計	0	0.0	0.0	0.0	0

注1 別紙1-2（その1）の記号（イ～ル）の欄の数値をそれぞれ記入すること。

2 複数年の場合は「集計」として複数年分の集計表を1枚つけること。

別紙1-2(その3)＜様式第11関係＞
年間ごとCO₂排出削減効果見込み

入力欄
自動計算欄

設備導入年度	建屋名称	取組名	取組削減量	2019年度			2020年度			2021年度			2022年度		
				CO ₂ 削減量(t-CO ₂)	CO ₂ 削減量(t-CO ₂)	設備稼働月数(か月)	CO ₂ 削減量(t-CO ₂)	設備稼働月数(か月)	CO ₂ 削減量(t-CO ₂)	設備稼働月数(か月)	CO ₂ 削減量(t-CO ₂)	設備稼働月数(か月)	CO ₂ 削減量(t-CO ₂)	設備稼働月数(か月)	
2019年度				0.0			0.0			0.0			0.0		
				0.0			0.0			0.0			0.0		
				0.0			0.0			0.0			0.0		
				0.0			0.0			0.0			0.0		
				0.0			0.0			0.0			0.0		
				0.0			0.0			0.0			0.0		
				0.0			0.0			0.0			0.0		
				0.0			0.0			0.0			0.0		
				0.0			0.0			0.0			0.0		
				0.0			0.0			0.0			0.0		
				0.0			0.0			0.0			0.0		
				0.0			0.0			0.0			0.0		
				0.0			0.0			0.0			0.0		
				0.0			0.0			0.0			0.0		
削減量小計(t-CO ₂)				0.0			0.0			0.0			0.0		
2020年度							0.0			0.0			0.0		
							0.0			0.0			0.0		
							0.0			0.0			0.0		
							0.0			0.0			0.0		
							0.0			0.0			0.0		
							0.0			0.0			0.0		
							0.0			0.0			0.0		
							0.0			0.0			0.0		
							0.0			0.0			0.0		
							0.0			0.0			0.0		
							0.0			0.0			0.0		
							0.0			0.0			0.0		
							0.0			0.0			0.0		
							0.0			0.0			0.0		
削減量小計(t-CO ₂)							0.0			0.0			0.0		
削減量合計(t-CO ₂)				0.0			0.0			0.0			0.0		

注 1 各設備のCO₂削減量は「別紙1-2(その1)」の結果から転記すること。
2 設備導入初年度については年間のCO₂削減量に設備の稼働月数を掛けた数値を記入すること。

別紙3 2019年度（平成31年度）地方公共団体カーボン・マネジメント強化事業 補助事業概要書（実績版）

事業計画	補助事業者	事業名	事業期間	写真	
	事業内容 （導入設備・ 運用改善等）				
	補助対象経費 （補助金交付 確定額）	円	事業実施後のCO ₂ 削減効果（見込）	t-CO ₂ /年	円
	事業内容等	先進性・モデル性（カーボン・マネジメント推進体制等との組合せによるモデル性等）			
	カーボン・マネジ メント推進体制等	カーボン・マネジ メント推 進体制			
		ノウハウの 普及方針			

番 号
年 月 日

一般財団法人 環境イノベーション情報機構
理事長 大塚 柳太郎 殿

補助事業者 住 所
氏名又は名称
代表者の職・氏名 印

2019年度（平成31年度）二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金
（地方公共団体カーボン・マネジメント強化事業）年度終了実績報告書

年 月 日付け 第 号で交付決定の通知を受けた二酸化炭素排出抑制
対策事業費等補助金（地方公共団体カーボン・マネジメント強化事業）の2019年度（平成31年度）
における実績について、2019年度（平成31年度）二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（地方
公共団体カーボン・マネジメント強化事業）交付規程第11条第2項の規定に基づき下記のとおり報告
します。

記

- 1 補助金の交付決定額及び交付決定年月日
金 円（ 年 月 日 番号）
 - 2 補助事業の実施状況
- * 交付規程第8条第五号の規定に基づき機構の指示を受けた場合は、翌会計年度に行う補助事業に関
する計画を含む。
- 3 補助金の経費所要額実績
別紙のとおり

別紙

経費所要額実績

(単位：円)

交付決定の内容		年度内遂行実績		翌年度繰越額	
(1)補助事業に 要する経費	(2)交付決定額	(3)事業費 支払実績額	(4)補助金 受入額	(5)補助事業に 要する経費 (1) - (3)	(6)補助金 所要額 (2) - (4)

様式第13（第12条関係）

第 号

2019年度（平成31年度）二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金
（地方公共団体カーボン・マネジメント強化事業）交付額確定通知書

補助事業者 殿

年 月 日付け 第 号で交付決定した二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（地方公共団体カーボン・マネジメント強化事業）については、年 月 日付けの完了実績報告書に基づき、下記のとおり交付額を確定したので、2019年度（平成31年度）二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（地方公共団体カーボン・マネジメント強化事業）交付規程（年 月 日付け 第 号。以下「交付規程」という。）第12条第1項の規定により通知する。

記

確 定 額 金 円

年 月 日

一般財団法人 環境イノベーション情報機構
理事長 大塚 柳太郎 印

（超過交付額が生じた場合）

なお、超過交付となった金 円については、交付規程第12条第2項及び第3項の規定により年 月 日までに返還することを命ずる。

番 号
年 月 日

一般財団法人 環境イノベーション情報機構
理事長 大塚 柳太郎 殿

補助事業者 住 所
氏名又は名称
代表者の職・氏名

印

2019年度（平成31年度）二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金
（地方公共団体カーボン・マネジメント強化事業）精算（概算）払請求書

年 月 日付け 第 号で交付額確定（交付決定）の通知を受けた二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（地方公共団体カーボン・マネジメント強化事業）の精算払（概算払）を受けたいので、2019年度（平成31年度）二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（地方公共団体カーボン・マネジメント強化事業）交付規程第13条第2項の規定に基づき下記のとおり請求します。

記

1 請求金額 金 円

2 請求金額の内訳
（概算払の場合）

（単位：円）

経費区分	交付決定額 ①	支出費用状況			概算払 受領済額 ⑤	差引請求額 ④-⑤
		実績額 ②	見込額 ③	合計 ④ = ② + ③		
計						

（精算払の場合）

（単位：円）

交付決定額	確定額 ①	概算払受領済額 ②	差引請求額 ①-②

3 振込先の金融機関、その支店名、預金の種別、口座番号及び名義

4 概算払を必要とする理由（概算払の請求をするときに限る。）

注 規程第3条第3項の規定に基づき共同で交付申請した場合は、代表事業者が申請すること。

番 号
年 月 日

一般財団法人 環境イノベーション情報機構
理事長 大塚 柳太郎 殿

補助事業者 住 所
氏名又は名称
代表者の職・氏名 印

2019年度（平成31年度）二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金
（地方公共団体カーボン・マネジメント強化事業）に係る翌年度補助事業開始承認申請書

年 月 日付け 第 号で交付決定の通知を受けた二酸化炭素排出抑制
対策事業費等補助金（地方公共団体カーボン・マネジメント強化事業）のうち、翌年度における補助事
業について、翌年度の交付決定の日の前日までの間において当該事業を開始する必要があるので、20
19年度（平成31年度）二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（地方公共団体カーボン・マネジメ
ント強化事業）交付規程第15条の規定に基づき下記のとおり申請します。

記

- 1 補助事業の概要
 - (1) 補助事業の名称
 - (2) 補助事業の概要
 - (3) 翌年度における補助事業の概要

- 2 翌年度の交付決定の日の前日までの間において、翌年度における補助事業を開始する必要性

- 3 参考資料

番 号
年 月 日

環 境 大 臣 殿

補助事業者 住 所
氏名又は名称
代表者の職・氏名 印

2019年度(平成31年度)二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金
(地方公共団体カーボン・マネジメント強化事業) 年度事業報告書

年 月 日付け 第 号で交付決定の通知を受けた二酸化炭素排出抑制
対策事業費等補助金(地方公共団体カーボン・マネジメント強化事業)について、2019年度(平成
31年度)二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(地方公共団体カーボン・マネジメント強化事業)
交付規程第16条第1項の規定に基づき下記のとおり報告します。

記

〔1 事業実施による二酸化炭素排出削減効果等について〕
別紙のとおり

- 注1 規程第3条第3項の規定に基づき共同で交付申請した場合は、代表事業者が報告すること。
2 実施による二酸化炭素排出削減効果等について、別紙様式に記入し、本報告書に付すこと。

別紙<様式第16関係>

地方公共団体カーボン・マネジメント強化事業 事業報告書
事業実施による二酸化炭素排出削減効果等について

1. 目標としていたCO₂排出削減効果
2. 年度CO₂排出削減効果（実績）及び累積CO₂排出削減効果
3. 目標としたCO₂排出削減効果に達しなかった場合はその原因

4. 交付対象事業の事務事業編への位置付け等

(1) 策定済状況

策定済み（策定年月： 年 月） ・ 策定していない

注 策定済みの場合は、事務事業編を添付してください。

策定していない場合の理由

()

(2) 交付対象事業の事務事業編への位置付け

位置付け済み（位置付け年月： 年 月） ・ 位置付けていない

位置付け該当箇所

()

位置付けていない場合の理由

()

5. カーボン・マネジメント体制の整備計画に基づく実施状況

6. カーボン・マネジメントに係るノウハウの普及方針に基づく普及実績